

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ガーラ
代 表 者 代表取締役社長 菊川 暁
(コード番号 4777 大証ヘラクレス)
問 合 せ 先 管理本部長 藤田 公司
(TEL 03-5778-0321 (代表))

取締役及び監査役に対する報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定 に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、取締役及び監査役に対する報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定に関する議案を、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の当社第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 付議の理由

当社は、当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、従来のストック・オプションとしての新株予約権の付与の状況等を鑑み、ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにいたしました。

会社法(平成 17 年法律第 86 号)施行前におきましては、ストック・オプションについて、株主様以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続において当社株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後、当社取締役及び当社監査役に対してストック・オプションとして割り当てる新株予約権が取締役及び監査役の報酬等の一部であると位置付けられたことに伴い、取締役及び監査役の報酬等の額及び内容決定につきご承認をお願いするものであります。

II. 付議の内容

1. スtock・オプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役の報酬等の額は平成 12 年 6 月 9 日開催の第 7 回定時株主総会において、年額 2 億円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役に対してストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額 5 億 5,000 万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。なお、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。取締役の員数は現在 4 名であります。第 3 号議案が原案どおり承認可決されますと、6 名となります。

また、当社の監査役の報酬等の額は平成 12 年 6 月 9 日開催の第 7 回定時株主総会において、年額 5,000 万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の監査役の報酬等の額とは別枠として、当社監査役に対してストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額 1,000 万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。監査役の員数は現在 3 名であります。

これらのストック・オプションは、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とするものであり、また、本件新株予約権の額は、平成 18 年 4 月 28 日現在の当社株価に基づきブラックショールズモデルにより算出した本件新株予約権 1 個当たりの公正価値に、割り当てる本件新株予約権の総数(従来のストック・オプションの付与状況及び経営体制の一層の強化を目的とした取締役の招聘等を考慮して定めています。)を乗じて得た額を参考にして算定しております。

2. ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

取締役については当社普通株式 5,800 個を、監査役については当社普通株式 100 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

取締役については当社普通株式 5,800 株を、監査役については当社普通株式 100 株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を使用することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成 13 年法律第 79 号）附則第 5 条第 2 項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成 13 年法律第 128 号）の施行前の商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から 2 年を経過した日より 5 年以内とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

以上